

議案第56号

八幡浜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成30年6月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
施設利用の区分 滞在了期間	公用の施設又はこれに <u>準ず</u> <u>る施設</u> (1日につき)	その他の施設 (1日につき)	施設利用の区分 滞在了期間	公用の施設又はこれに <u>準じ</u> <u>る施設</u> (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	円 3,970	円 6,620	30日以内の期間	円 3,970	円 6,620
30日を超え60日 以内の期間	3,970	5,870	30日を超え60日 以内の期間	3,970	5,870
60日を超える期間	3,970	5,140	60日を超える期間	3,970	5,140
備考 本表中「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設以外の施設をいう。			備考 本表中「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する <u>ホテル営業及び旅館営業</u> の施設以外の施設をいう。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

旅館業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

